

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

挑戦支援資本強化特別貸付 (資本性ローン)のご案内

新規事業または企業再建などに取り組む中小企業の財務体質強化を図るために資本性資金を供給する制度です。

ご利用
いただける
方新規事業、経営改善、企業再建などに取り組む方^(注)であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方。

(注) 新企業育成貸付、企業活力強化貸付(一部の制度を除く。)または企業再生貸付(一部の制度を除く。)の適用要件を満たす方

制度の内容

利用限度 1社あたり 15億円**利率**

ご融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。ただし、次の(1)~(3)のすべての要件を満たす方については、ご融資後3年間は0.50%が適用されます。

- 民間金融機関からの支援を受けて事業計画書を策定していること。
- 事業計画上で必要となる資金から自己資金による調達を控除した額のうち、事業計画書の策定支援を実施した民間金融機関によるご融資金額が、原則として2分の1超であること。
- ご融資後3年間、支援金融機関に対して事業計画の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けること。

期間 5年1ヵ月:3.25%、0.50% 期間 6年、7年:3.40%、0.50%
期間 8年~10年:3.65%、0.50% 期間 11年~15年:3.80%、0.50%
期間 16年~20年:3.95%、0.50%**融資期間** 5年1ヵ月または6年から20年までの各年(期限一括償還)**担保・保証人** 無担保・無保証人**その他**

- 本制度による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。
- 本制度による債務については、法的倒産手続の開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く。)に劣後します。

貸付条件
など

- 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。
- 四半期毎の経営状況の報告などを含む特約を締結していただきます。
- 公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。

※1 本制度の利用には、財務内容、事業の見通しなどについて、日本公庫の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

※2 本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望に添えない場合もあります。

本制度のお申し込み

日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または相談センターにお問い合わせください。

日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

相談センター

フリーダイヤル

(行こうよ!公庫)

0120-154-505